			附則第三十八条第一項において準用する改正前確定給付企業年金法第百十四条第四項及び第六項	附則第三十八条第三項において準用する改正前保険業法附則第一条の十三第一項
三条第三項の規定に基づき、政府が平成二十五年改正法の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に改正前厚生年金保険法附則第三十三条第三項の規定により同項に規定する減額責任準備金相当額（以下この項において「減額責任準備金相当額」という。）を徴収することとされた特定基金（同条第一項に規定する特定基金をいい、施行日において清算中のものに限る。以下この項、第四項及び第六項において「特定基金」という。）から減額責任準備金相当額	解散厚生年金基金等は	当該責任準備金に相当する額	解散厚生年金基金等	確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第百十三条第一項に規定する解散厚生年金基金等（以下この条において「解散厚生年金基金等」という。）が、同法
特定基金は		当該減額責任準備金相当額	特定基金	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に平成二十五年改正法による改正前の厚生年金保険法（以下この項において「旧厚生年金保険法」という。）第二十条の規定により減額責任準備金相当額として徴収することとされた特定基金をいい、施行日において清算中のものに限る。以下この項において「特定基金」という。）から減額責任準備金相当額
同法第百十四条第一項に	同項に	当該解散厚生年金基金等		

附則第三十八条第三項において準用する改正前保険業法附則第一条の十三第二項	確定給付企業年金法	平成二十五年改正法附則第二十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八条第一項において準用する改正前確定給付企業年金法		
	解散厚生年金基金等	特定基金		

2　施行日前に改正前厚生年金保険法附則第三十三条第三項の規定により同項に規定する減額責任準備金相当額（第七十一条において「減額責任準備金相当額」という。）を徴収することとされた改正前厚生年金保険法附則第三十三条第一項に規定する特定基金であって清算中のものについては、廃止前厚生年金基金令第六十五条及び第六十七条第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十五条第一項	法附則第三十三条第三項	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この項及び第六十七条第一項において「平成二十五年改正法」という。）附則第二十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法による改正前の厚生年金保険法（以下この項及び第六十七条第一項において「改正前厚生年金保険法」という。）附則第三十三条第三項		
第六十五条第一項第一号	基金が設立された	平成二十五年改正法の施行の日（以下この号において「施行日」という。）前に改正前厚生年金保険法附則第三十三条第三項に規定する減額責任準備金相当額を徴収することとされた特定基金をいい、施行日において清算中のものに限る。以下この号において「特定基金」という。）が設立された		
第六十五条第二項	基金	特定基金		
第六十七条第一項	法附則第三十九条第一項	平成二十五年改正法附則第二十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十九条第一項		
第六十七条第一項第一号	法附則第三十三条第三項又は第三十四条第五項	改正前厚生年金保険法附則第三十三条第三項に規定する減額責任準備金相当額をいう。）又は責任準備金相当額	平成二十五年改正法附則第二十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十三条第三項	法附則第三十三条第三項に規定する減額責任準備金相当額をいう。）